

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年6月7日（平成29年（行情）諮問第239号）

答申日：平成29年11月14日（平成29年度（行情）答申第318号）

事件名：区分1「該当国及び地域」に「カナダ」が記載されていた2013年頃の「外国で取得した航空英語能力証明の切替について」別表等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年1月31日付け国広情第405号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

文書1に関連し、2013年当時区分1にカナダが含まれていた文書は平成29年1月13日付け国広情第387号による行政文書開示決定通知書（以下「国広情第387号」という。）で一部開示された。しかしながら文書番号及び発行日時が不明のためこれらを明らかにしていただきたい。

文書2に関連し、「カナダ」を区分1から外しその切替を一時中止することを一般に告知した文書の開示請求いたします。

文書3に関連し、2013年頃に「カナダ」を航空英語能力証明レベル6切り替えの該当国及び地域から除外を決定するまでに至った当時の経緯、及びその当時意思決定がなされるまでの間に航空局内で作成された行政文書の開示請求いたします。

上記請求文書は、既に審査請求人に通知されている「カナダ航空英語能力証明（レベル6）について（依頼）」（特定日）ではありません。

これらの意思決定には公文書の文書主義に基づきしかるべき記録が取られ保存されているはずである。この保存されている行政文書ファイルの文書名及びその分類（大分類，中分類，小分類等）を合わせて明示していただきたい。

なお，本情報公開請求に関する一部返答を行政文書開示請求書で公開していない個人のメールアドレスに一方向的に送付されてきた。行政文書開示請求は，法に基づく請求であり，その回答は当該法律に従って行われるべきものであるはずである。個人情報の取扱いについては制度に従った運用をしていただくことを要求いたします。

（２）意見書

ア 意見の趣旨

処分庁に対し，担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたところ，本請求に関する文書が平成２９年５月８日付け国広情第６３号による行政文書開示決定通知書（以下「国広情第６３号」という。）において確認されたため，改めて詳細について開示請求する。

イ 意見の理由

国広情第６３号において開示された文書の中に，以下の２件の文書が行政文書ファイル管理簿の中に存在することが確認できた。

大分類：運航安全

中分類：航空英語証明

１ 小分類：航空英語能力証明審査会関係（平成２５年度）

行政文書の名称：外国で所得した航空英語能力証明の切り替えについて

２ 小分類：航空英語能力証明審査会関係（平成２６年度）

行政文書の名称：外国で所得した航空英語能力証明の切り替えについて

上記により文書１に関連した文書は，平成２５年度の行政ファイル管理簿に存在することが確認できた。発行日時は不明ではあるが２０１３年度（平成２５年度）当時に当該行政文書が存在したことは確認できた。

また，「外国で所得した航空英語能力証明の切り替えについて（平成２６年度）」の行政文書において，「カナダ」及び「~~Aviation Language Proficiency Test (ALPT)~~結果の写し（カナダに限る）」のように傍線を付されている箇所が存在することが確認できた。

平成２５年度から平成２６年度までの間に上記のようにカナダに関する部分が傍線を付された経緯について記した文書を再度開示請求する。

さらに、行政文書「外国で所得した航空英語能力証明の切り替えについて」（平成25年度及び平成26年度）について、本文書が通達として発行されていたのか当該文書の性質について明らかにしていただきたい。もしくはどのような形で国民に周知したのか回答をいただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書の不存在を理由とする原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めて諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。

2 外国で取得した航空英語能力証明の切替について

当該文書は、平成27年1月19日付け国空航第780号、航空局安全部運航安全課長名で発出した通達（以下「本件通達」という。）であり、国際民間航空条約の締結国たる外国の政府が授与した航空英語能力証明の切り替えについて、手続を説明したものである。

また、本件通達に係る別表は、外国の航空英語能力証明から切替を行った場合における我が国の航空英語能力レベル及び有効期間の関係を示したものである。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書を開示すべきと主張していることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

(1) 文書1について

本件通達は平成27年1月19日付けで発出したものであり、2013年（平成25年）当時、本件通達は存在せず、本件通達に係る別表も存在しない。

なお、審査請求人の指す国広情第387号で開示した文書について、文書番号及び発行日時を明らかにすべきと主張しているが、本件審査請求に係る原処分とは別の処分であることから、本件審査請求で主張するのは失当である。

(2) 文書2について

航空英語能力証明の切り替え対象国からカナダを一時除外したのは、本件通達の発出日より前であるため、本件通達に係る別表は存在しない。

(3) 文書3について

カナダ当局が実施する航空英語能力証明試験（Aviation Language Proficiency Test（以下「ALP

Ｔ」という。)で評価されたレベルの信頼性に疑義(我が国の航空英語能力証明試験においてレベル４と判定された者が、その数ヶ月後から１年後にＡＬＰＴを受験した結果、レベル６の判定を受けたケースが複数確認されたこと)が生じたことから、疑義が解消されるまでの間、切替対象国から除外したところである。

上記で説明するとおり、ＡＬＰＴにおける受験者の判定に鑑みて、疑義が解消されるまでの間、カナダを切替対象国から除外したのであり、これらの経緯を記した文書は、作成・取得しておらず、存在しない。

(４) 本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

５ 結論

以上のことから、諮問庁としては、処分庁が本件対象文書の不存在を理由に不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成２９年６月７日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年７月１２日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年９月２２日 | 審議 |
| ⑤ | 同年１１月１０日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。処分庁は、本件対象文書を作成・取得しておらず、不存在であるとして不開示とする決定(原処分)を行った。

審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の保有の有無について

(１) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、外国で取得した航空英語能力証明の切替えを実施してきた経緯及び本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 操縦士の語学能力に起因すると考えられる事故が多発していたこと

を踏まえ、平成15年(2003年)3月、国際民間航空機関(ICAO)において、操縦士の語学能力(英語)に関する国際標準が採択された。これを受けて、我が国でも平成18年(2006年)4月から、航空英語能力証明制度が導入され、航空英語能力証明を受けていない操縦士が国際航行を行うことは禁止されている(航空法施行規則63条の4)。

- イ 航空英語能力証明を受けるには、国が行う試験によってレベル4ないしレベル6の英語能力を有するとの判定を受けなければならない。また、航空法施行規則50条1項の規定により、ICAO加盟国の他の政府の授与した航空英語能力証明に相当する資格証書を有する者は、我が国が行う試験の全部又は一部を受けなくともよいとされており、その場合、ICAO加盟国政府が授与した英語証明を基に、相当するレベルの我が国の航空英語能力証明に切替えを行うことになる。
- ウ 外国で取得した航空英語能力証明の切替えについては、平成18年4月に航空英語能力証明制度を導入して以降、航空局安全部運航安全課航空英語証明係の担当職員が切替え元国の航空英語能力証明に関する規則・通達等の諸情報を収集し、我が国の航空英語能力証明に切り替える際のレベルや有効期間について運航安全課長と協議し、運航安全課において切替えの要件、手続を定め、航空英語証明係名で「外国で取得した航空英語証明の切り替えについて」と題する広報用文書(以下「広報用文書」という。)を作成して国土交通省のウェブサイトに掲載し、広報用文書に基づいて切替え手続を運用していた。
- エ ところが、その後、切替えの件数も増え、下記オのとおり、カナダからの切替えについて疑義も生じたことから、切替えの要件、手続を明確にすることとし、平成27年1月19日付け国空航第780号により「国際民間航空条約の締結国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書(航空英語能力証明に係るものに限る)を有する者に対する取り扱い」という本件通達を発出した。本件通達では、切替え元国における航空英語能力証明に関する基準に応じて、区分1ないし区分3の分類を新たに設け、それぞれ切替え後の航空英語能力レベル及び有効期間を別表に規定している。本件開示請求書に記載された「国空航第780号別表」とは本件通達に係る別表のことであり、カナダは区分3の該当国とされている。
- オ 審査請求人は、カナダについて記載された文書の開示を求めているところ、平成24年度の広報用文書(国広情第387号で審査請求人に開示済み)には、「現在切り替えを行っている国の例」としてカナダを記載していた。ところが、上記第3の3(3)のとおり、カナダ当局が実施するALPTで評価されたレベルの信頼性に疑義が生じた

ことから、平成25年12月から、疑義が解消するまでの間、カナダを切替え対象国から除外することとし、同月以降の広報用文書（国広情第63号で審査請求人に開示済み）には「現在切り替えを行っている国の例」として挙げたカナダの国名の上に取消線を引き、「カナダの英語証明制度の運用に疑義が生じた事案が確認されたため、疑義解消までの間、切り替え対象国から除外する」旨注記した。その後、カナダ当局に確認するなど、カナダにおけるレベル評価基準等について検証を行い、レベル4の水準は担保されていることが確認できたことから、一律にレベル4として切り替えを再開することとし、本件通達にその旨を規定した。

カ 審査請求人が開示を求める文書1は、平成25年（2013年）当時の別表である。その当時の切り替えに関しては、平成24年度の広報用文書を審査請求人に開示済みであるが、審査請求人は、その文書とは別に本件通達と同様に切り替え対象国を区分1ないし区分3に分類した別表が存在し、その当時カナダは区分1に含まれていたはずであるから、その別表の開示を求めるというものである。

しかしながら、切り替え対象国を区分1ないし区分3に分類した別表は、平成27年1月19日付け発出の本件通達で新たに作成したものであって、それ以前は別表を作成していなかった。平成25年当時、国土交通省で作成していた切り替えに関する文書は、上記広報用文書のみであり、文書1は作成しておらず、保有していない。

キ 審査請求人が開示を求める文書2は、カナダを切り替え対象国から除外していた当時（平成25年12月から平成27年1月19日まで）の別表である。当時の切り替えに関する文書としてカナダの国名の上に取消線を引いた広報用文書を開示済みであるが、審査請求人は、それとは別に、切り替え対象国を区分1ないし区分3に分類した別表が存在するはずであるとして、その別表の開示を求めている。

しかしながら、上記カ記載のとおり、本件通達の発出以前は切り替え対象国を区分1ないし区分3に分類した別表を作成していなかったから、文書2は作成しておらず、保有していない。

ク 審査請求人が開示を求める文書3は、カナダを切り替え対象国から一時除外した経緯が分かる文書であるところ、カナダを除外した際は、上記オに記載したとおり、広報用文書について、カナダの国名の上に取消線を引き、注記を加えたが、それ以外に一時除外の経緯が分かる文書は作成していない。

なお、本件通達を制定するに当たり、国土交通省において意見募集（パブリックコメント）を行い、寄せられた意見の概要とそれらに対する考え方を取りまとめた結果報告を作成し、国土交通省のウェブ

ウェブサイトで公表している。上記結果報告には、「カナダからの航空英語能力証明に係る切替えが不可になった理由は何か」という意見に対する回答として、カナダを切替え対象国から一時除外した経緯が記載されているが、同結果報告は本件通達の決裁文書に含まれていて国広情第63号で審査請求人に開示済みであり、審査請求人は、同号で開示した文書を前提として、文書3の開示を求めていることからすると、文書3は、同結果報告以外の文書であることは明らかであるので、同結果報告を文書3の対象文書として特定しなかった。ケ 念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が開示を求める文書1ないし文書3に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 諮問庁から提示を受けた平成24年度の広報用文書、カナダを切替え対象国から除外していた当時の広報用文書及び本件通達の決裁文書の各内容によれば、切替え対象国を区分1ないし区分3に分類した別表は本件通達で新たに作成したものであって、それ以前は別表を作成しておらず、また、審査請求人に開示済みの文書以外にカナダを一時除外した経緯が分かる文書を作成していない（意見書（上記第2の2（2）ア）の記載等に照らし、文書3に係る開示請求の趣旨についての諮問庁の上記（1）クの解釈は是認できる。）ため、文書1ないし文書3は保有していないとする諮問庁の上記説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、国土交通省において、文書1ないし文書3を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 本件対象文書

「外国で取得した航空英語能力証明の切替について」文書（航空局安全部運輸安全課発行）に関連し、現在は国空航第780号別表により、外国の航空英語能力証明から切替を行った場合における航空英語能力レベル及び有効期間についての内容が発行されている。

文書1 2013年頃には、この別表区分1の該当国及び地域に「カナダ」が含まれていた。この当時の区分1にカナダが含まれて記載されていた当時の当該別表の開示を申請いたします。

文書2 またその後、国土交通省ウェブサイトの「外国で取得した航空英語能力証明の切替について」の該当国及び地域から一時カナダが対象から除外され「カナダ」のように傍線を付されたような表現があった。一時的にカナダからの切替をしていなかった、傍線を付された当時の当該別表の開示を申請いたします。

文書3 上記2において、この時期の「カナダ」を該当国及び地域から一時除外を決定した経緯が分かる行政文書の開示を合わせて申請いたします。